

佐賀県立牛津高等学校「令和4年度修学旅行」に係る企画コンペ実施要領

(趣旨)

- 1 この要領は、佐賀県立牛津高等学校「令和4年度修学旅行」に係る企画コンペを実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

(企画コンペの対象事業)

- 2 事業名 佐賀県立牛津高等学校「令和4年度修学旅行」(以下、「修学旅行」という)

(修学旅行の目的)

- 3 修学旅行を実施する目的は次のとおりとする。
 - (1) 大自然の中で、大半の生徒が未経験のスキーを通じて、技術を習得していく達成感とゲレンデを滑降していく爽快感を体験する。また、九州では体感できない自然の雄大さを感じ、その環境下での人々の営みについて学ぶ。
 - (2) 団体行動や集団生活を通じて、自主・自立・協調・相互扶助の精神を養い、級友との親睦を深め、今後の生活の中に活かしていく。

(企画コンペの委託内容)

- 4 修学旅行の目的を達成するため、その実施内容の企画、提案等を徴するものとする。企画、提案等に関して学校側が総合的に判断し、採用の可否を判断する。企画、提案が採用された事業者は、学校が採用した修学旅行の実施に携わり、交通手段や宿泊施設を含む各種施設の手配、諸経費関係(旅行傷害保険加入、添乗など)並びに連絡調整の一切を行うものとする。

なお修学旅行の日程、旅行先、各条件については、別紙「佐賀県立牛津高等学校「令和4年度修学旅行」仕様書」のとおりとする。

(参加要件)

- 5 企画コンペに参加できる者は、県内で活動する以下の全てを満たす事業者とする。
 - (1) 旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)第1条の2第1項に規定する第1種旅行業務の登録を行っている事業者であること。
 - (2) 過去に、佐賀県内での中学校又は高等学校の生徒向けの修学旅行の実績があり、トラブル等の経験がない事業者であること。
 - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しない者であること。
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (6) 企画コンペ審査の日の6箇月前から現在までの間、金融機関等において手形又は小切手の不渡りをした者でないこと。
 - (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
 - (8) 自己または自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)
- イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(参加申込書等の提出)

- 6 企画コンペに参加しようとする者は、次のとおり企画コンペ参加申込書及び営業概要書を提出すること。
- (1) 提出期限 令和3年7月15日(木) 16時55分
 - (2) 場所 佐賀県立牛津高等学校 事務室
 - (3) 提出書類 企画コンペ参加申込書、営業概要書

(企画コンペ参加資格の確認)

- 7 提出された書類により参加資格の適否を決定することとし、参加資格の適否について、令和3年7月21日(水)までに各事業者に連絡・通知する。

(企画書等の提出について)

- 8 企画コンペに参加が決定した者は、次のとおり企画書等を提出することとする。
- (1) 提出期限 令和3年8月12日(木) 16時55分
 - (2) 場所 佐賀県立牛津高等学校 事務室
 - (3) 件数 企画コンペ参加者は、3件まで企画・提案を行うことができる。
 - (4) 提出書類

①企画書 8部

企画書の様式は任意とする。企画書は事前に審査委員に配布され、審査委員は事前に企画書を確認し、審査会当日に企画書を見ながら参加者にヒアリングし、採点するので、そのことを踏まえて作成すること。(ヒアリングの際には、できるだけ提出した企画書に沿って説明することが望ましい。)

- 記載内容 1 研修内容、行程表
- 2 健康保持、事故の未然防止・安全対策
- 3 緊急時対応体制
- 4 代金内訳書(積算例)及び宿泊先情報
- 5 実施体制
- 6 過去3年間の修学旅行を受注した実績

②見積書 1部

別添見積様式に沿い作成すること。

- (5) 企画コンペ参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (6) 審査要領は、別に定める。

(審査会の実施について)

9 次のとおり審査会を実施する。審査会では、各参加者へのヒアリング、質疑応答を行う予定である。なお、その時間帯については企画コンペ参加資格確認通知に記載する。

- (1) 日時 令和3年8月下旬 予定
- (2) 場所 佐賀県立牛津高等学校管理棟3階 会議室

(採用の判断について)

10 審査会において参加者へのヒアリングを行い、見積金額、過去の実績、企画内容等の観点から審査項目による審査を行い、総得点が最も高い参加者に決定する。

(審査項目)

- 11 審査項目については、次のとおりとする。
 - (1) 研修内容（修学旅行の目的や仕様に沿った旅行先、行程が提示されているか） 15点
 - (2) 健康保持（参加者が無理なくこなせる行程になっているか、健康保持に係る対策は講じられているか）及び、事故の未然防止・安全対策（けがや事故等不測の事態が生じないよう対策を講じているか、旅行傷害・物損保険、気象状況や事故等による延泊料金補償保険等についての対策を講じているか） 20点
 - (3) 緊急時対応（夜間、日中問わず参加者が病気、けが、事故などにあった場合、適切に対応できるか、悪天候が予想される場合の対応はどのように考えているか、地震や火事等災害について対応をどのように考えているか、スキ一体験ができる生徒のためのプログラムが用意されているか） 20点
 - (4) 経費（航空運賃、ホテル費等、食事代、現地交通費などは妥当か、宿泊及び食事等について仕様書に沿ったものになっているか、宿泊先の修学旅行受け入れ実績について十分か キャンセル等対応は妥当か） 20点
 - (5) 実施体制（社内において本修学旅行にかかる遂行可能な人員が確保されており、本旅行における適切な助言指導できる体制になっているか、旅行までのスケジュールはしっかりと練られており、事前説明会における説明予定内容については適切か） 15点
 - (6) 実績（修学旅行についての過去の受注実績は十分か、またスキーにかかる修学旅行実績はあるか） 10点

※それぞれの項目には他社と異なる創意工夫点（アピールポイント）並びに提出資料（説明）の内容による配点が含まれる。

(企画コンペ実施日程)

12 今後の日程については、次のとおりとする。

参加申込書提出期限	令和3年7月15日（木）
質疑締め切り	令和3年7月28日（水）
企画書等提出期限	令和3年8月12日（木）
審査会・業者決定	令和3年9月上旬

(留意事項)

1 3 以下について、留意すること。

- (1) 学校が提供する資料以外は、独自で入手等をすること。
- (2) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (3) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (4) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (5) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (6) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめがあることある。
- (7) 実施内容については、受託者と決定後も検討を加えることとし、当初提出された企画書の内容と必ずしも同じものになるとは限らない。
- (8) 受託者と学校は、必要に応じ適宜打ち合わせを行うなど、密接な連携を取りながら事業を実施するものとする。
- (9) 企画コンペについての質疑については令和3年7月28日（水）まで、別紙質疑応答表によりメールで受け付ける（これ以外の方法での質疑には公平性確保の観点から対応しない）。質疑応答の内容は、参加者全員に周知する。
- (10) 参加資格通知受領後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出することとする。なお企画コンペ参加を辞退した者は、これを理由として、以降学校が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (11) 審査結果は、審査会の参加者全員に通知するが、審査の過程は公表しない。
- (12) 契約執行にあたり生徒等個人情報を取り扱う場合は、佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）第12条第1項の規定に基づき、「個人情報取扱特記事項」を順守しなければならない。
- (13) 新型コロナウイルス感染予防拡大防止等により、変更、中止もありうる。

1 4 問い合わせ先

佐賀県立牛津高等学校

担当 （事務）重松

TEL 0952-66-1811